

7 障 第 4 4 3 号
令和 7 年 3 月 2 8 日

指定障害児通所支援事業所 代表者 様

京都府健康福祉部障害者支援課長

障害児通所支援事業所における自己評価結果等の公表及び届出について
(通知)

平素は、本府の健康福祉行政の推進に御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所及び保育所等訪問支援事業所においては、令和 6 年 7 月 2 2 日付けでワムネットに掲載したとおり、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年 2 月 3 日厚生労働省令第 15 条）により、概ね 1 年に 1 回以上、質の自己評価等を行いその評価結果及び改善の内容（以下「自己評価結果等」という。）について、貴事業所のホームページや会報等で公表しなければならないこととなっています。 ※公表していない場合は減算
つきましては、下記により、所要の届出をお願いします。

記

- 1 届出を要する対象事業 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援
(共生型、基準該当を含む。)
- 2 届出期日 概ね 1 年に 1 回以上、自己評価結果等を公表し、その都度届出
- 3 届出書類
(1) 別添「自己評価結果等の公表にかかる届出書」・・・事業所ごと
(2) 公表済みの評価実施シートほか・・・サービスの種類ごと
- 4 届出先 事業所の所在地を所管する府内（京都市除く。）の保健所
- 5 留意事項
概ね 1 年に 1 回以上、本府に届出がない場合は、以降の報酬請求において、自己評価結果等未公表減算が適用されることとなります。
なお、3 月末までを 1 年とし、届出をされる事業所が多いため、お知らせをしておりますが、指定の時期により、届出期日は異なります。

担当	福祉サービス・障害児支援係 電 話 075-414-4671 F A X 075-414-4597
----	---

【参 考】

1 自己評価の方法について

(1) 実施方法

令和6年7月4日付け事務連絡「障害児通所支援事業所における事業所全体の自己評価の流れについて」を参考にしてください。

(2) 評価表の様式

上記事務連絡に、参考様式が示されていますので活用してください。

2 自己評価結果等未実施減算について

(1) 対象となる支援

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等支援、共生型通所支援、
基準該当通所支援 ※保育所等訪問支援は、令和7年4月1日から適用

(2) 減算対象期間及び対象

京都府に届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、利用児全員について減算を適用

※新設の事業所については、指定日から1年間は減算を適用しない。

ただし、指定日から1年以内に自己評価等の公表を行い、京都府に届け出ること。

(3) 算定される単位数

所定単位数の100分の85（15%減算）

(4) 留意事項

・新設の事業所については、指定日から1年以内に自己評価等の公表を行い、所管保健所に届出てください。

・公表を行わず、本府の指導に従わない場合は、特別な事情がある場合を除き、指定の取消を検討することとなりますので、御注意ください。